

3 みどり

(1) みどりの基本的な考え方

量と質に着目したみどりの保全・創出と活用

みどりの持つ多様な機能がグリーンインフラとして都市づくりに最大限発揮されるよう、高次都市機能が集積した都心から森林に囲まれた中山間地まで、地域の暮らしに応じたみどりの保全・創出と、地域特性や市民の多様なニーズに柔軟に対応した活用について、量と質に着目した取組を推進します。

市域全体では、二酸化炭素の吸収や生態系の保全などの機能が発揮されるよう、市北部の森林や斜面樹林、浜名湖、遠州灘、天竜川などの都市の骨格となるみどりの連続的、一体的な保全の取組を推進します。また、都市全体では、みどりによる市街地外の無秩序な都市化の防止や、都心の潤いと賑わいのある空間創出など、コンパクトな都市づくりと連携したみどりの保全・創出の取組を推進します。

(2) みどりの基本方針

方針1 都市の骨格となるみどりの適切な保全・活用

- 本市をとり囲む豊かな水辺地や広大な森林、都市の貴重な斜面樹林を都市の骨格となるみどりとして、その連続性、一体性が確保されるよう保全します。
- 天竜川河岸段丘の斜面樹林や都田川両岸の樹林は都市のみどりの帯として、みどり豊かな都市生活や生物多様性の確保などが図られるよう積極的に保全します。
- 浜名湖、遠州灘、天竜川は、水辺の帯として、生態系の保全や健全な水循環の確保が図られるようみどりを保全したうえで、観光・レクリエーション機能を有する資源として、ビーチ・マリンスポーツなど官民連携による多様な活用を図ります。
- 市北部の森林は、二酸化炭素の吸収や土砂災害の防止、木材の供給などの多面的機能を有する重要な資源として適切に保全し、循環活用の実現に向けた取組を推進します。
- 都市の骨格となるみどりを核として、永続性のある公園・緑地や農地、河川や道路などの公共空間や民有空間のみどりのつながりによりエコロジカル・ネットワークを形成し、みどりの質の向上や、生物の生息・生育空間の確保に努めます。
- 都市の骨格となるみどりなどは、風致地区や緑地保全地域などの指定に加え、自然公園法や森林法、景観法などに基づく制度とも連携し、地域特性やみどりの機能に応じた適切な方法で保全するとともに、市民のニーズに応じた利活用や市民協働による維持管理について検討します。



方針2 都市のコンパクト化に資するみどりの保全・創出

- 市街地やその隣接・近接地では、無秩序な都市化や災害の防止、地域住民の健全な生活環境の確保などの観点から、まとまりのあるみどりを連続的、一体的に保全します。
- 周辺居住地では、自然環境と調和のとれたゆとりある居住環境の形成などの観点から、まとまりある農地の生産緑地地区への指定や、市民農園としての活用、空き地などの低未利用土地におけるみどりの保全・創出の検討を行います。
- 市街地外では、農業振興や災害の防止などに資する優良な農地の保全・創出のため、農業生産基盤の整備・充実を図るほか、農地利用の最適化に向けた農地の流動化や集積・集約を推進します。また、空き地や耕作放棄地などの低未利用土地を活用した集団的な優良農地の創出、グリーンツーリズムの推進などを検討します。

**方針3 付加価値の高い魅力ある公園・緑地の整備・活用**

- 市内外から訪れる多くの人々が、みどりを通じて交流できる公園・緑地をみどりの拠点と位置づけ、地域の歴史・文化や自然環境などを活かした特色ある公園の整備を推進します。特に広域的な認知度や利用度の高い公園については、本市を特徴づける公園として、その魅力を高めるよう優先的に整備を推進します。
- 身近なレクリエーション空間である住区基幹公園は、都市のコンパクト化を見据えた配置の見直しや、働く場、健康づくりの場といった市民の多様なニーズに柔軟に対応した機能の見直しを行い、歩いて暮らせる居住地を誘致圏とする公園を優先的に整備します。また、市民緑地制度などにより公園と同等の機能が見込まれる民有地を活用し、公園・緑地の機能を補完します。
- 公園・緑地は、誰もが安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮し、その特性や機能分担に応じた施設を配置するとともに、計画的な長寿命化を図りながら適切に維持管理を行います。
- 公園・緑地の利用の活性化や持続可能な都市経営のため、市民や市民活動団体、事業者などとの連携・協力による整備や維持管理を推進します。



方針4 良好な都市環境の形成に資するみどりの保全・創出

- 都心や副都心では、みどりの拠点などをみどりを感じながら楽しめる歩行空間で一体的につなぎ、美しさと潤いを醸し出す都市空間を創出します。
- 都心や副都心、地域拠点、主要生活拠点、観光拠点では、公共空間の緑化や花と緑による演出、民有地におけるオープンスペースの確保と緑化の促進により、潤いと賑わいのある高質な歩行・滞在空間を形成します。
- 歩いて暮らせる居住地では、道路空間や民有空間の緑化により、良好なまち並み景観の形成やヒートアイランドなどの都市気象の緩和を図ります。また、地区計画や緑地協定などの制度を活用して民有地の緑化を図り、市民による良好な居住環境の形成を促進するとともに、農地を生産緑地地区に指定し、災害時の避難場所やみどりとのふれあいの場を確保します。
- 工業地では、緑地帯の設置など周辺環境や就労環境に配慮した工場・事業所の緑化を促進します。また、公共性の高い緑地の開放について検討します。
- 河川や水路は、自然とのふれあいの場や生物の生息・生育空間の確保などの観点から、生態系や親水性に配慮した整備を推進し、エコロジカル・ネットワークの形成に寄与する良好な水辺空間を創出します。
- 公共施設においては、地域のコミュニティの場として、市民に親しまれる緑化を推進します。



○みどりの方針図

《拠点》

	本市を特徴づける みどりの拠点
	みどりの拠点
	拠点の魅力を高める 緑化の推進

《土地利用》

市街地	良好な居住環境をつくる 緑化を推進する区域
	ゆとりある暮らしに調和 するみどりを保全・創出 する区域
	環境に配慮した緑化を 促進する区域
	優良な農地・緑地を保全・ 創出する区域

《帯》

	都市のみどりの帯
	水辺の帯

《その他》

	高規格幹線道路
	主要幹線道路
	主な河川

